

理研計器グループ 労働行動規範

当社においては「理研計器グループサステナビリティポリシー」を定め、持続可能な社会の創出に向けて行動しております。労働者の人権を尊重し国際社会と共に歩みを進めるため「人権方針」を制定し、それに基づいて労働分野における具体的な内容として以下行動規範を定めます。

1. 適用範囲

本行動規範は、理研計器グループに所属する全ての役員・従業員に適用します。

2. 行動規範

(1) 雇用選択の自由

当社は、すべての労働者が自らの自由意志により就業することを基本とし、いかなる形態の強制労働も容認しません。採用・雇用に関する手数料や保証金、強制的貯蓄などの金銭的負担を一切課さず、リクルーター等の関係者にも本方針を周知・順守させ、違反が確認された場合は速やかな是正と返金を実施します。

(2) 若年労働者の保護

当社は児童労働を一切禁止し、全ての労働者が法定就労年齢を満たしていることを確認します。年少者であることが判明した場合は、罰則を与えることなく、職種転換や教育支援、労働時間の調整等により保護します。実習生・インターン・学生労働者は教育目的と職業訓練の範囲内で受け入れ、監督責任者の明確化や期間管理を徹底し、労働力の代替として扱いません。義務教育の継続を支援し子どもの健全な成長を最優先します。

(3) 適切な労働時間

当社は、労働時間、休憩、休日に関して、適用される法令および国際的な基準を順守し、長時間労働の抑制と従業員の健康維持に努めます。労働時間は適切に記録・管理し、業務の効率化と業務負荷の平準化を推進します。また、繁忙期であっても法定限度を超えた労働を行わず、心身の健全な労働環境を確保することを基本方針とします。

(4) 賃金および福利厚生

当社は、すべての従業員に対し、現地法令で定められた最低賃金を上回る公正な賃金を支払い、時間外労働や深夜・休日労働に対しては適切な割増賃金を支給します。また、社会保険や有給休暇、育児・介護支援制度など、法定・社内基準に基づく福利厚生を提供し、従業員の生活の安定とワークライフバランスの実現を支援します。

(5) 差別の禁止

当社は、人種、性別、年齢、国籍、宗教、障害、性的指向などに基づく一切の差別を禁止し、採用・昇進・処遇など雇用に関する全ての面で平等を確保します。宗教的慣習には合理的に配慮し、障害者には業務遂行に必要な支援を提供します。さらに、暴力、ハラスメント、虐待、体罰、侮辱的な言動などを含む非人道的な扱いを一切許容せず、すべての従業員が尊厳と安全をもって働ける環境の維持に努めます。

(6) 結社の自由

当社は、労働者が労働組合などの代表組織を自由に結成・加入・不参加を選択する権利を尊重します。暴力・圧力・脅迫のない環境を保障し、団体交渉に誠実に応じます。法令により制限がある場合も、代替手段を認め、労働者の意見表明の自由を確保します。干渉・報復や不当な資金提供は行わず、平和的な集会も尊重します。

制定日：2025年9月1日